

議案第 88 号

市川市火災予防条例の一部改正について

市川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市火災予防条例の一部を改正する条例

市川市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を別紙のように改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第3（第3条、第18条関係）

種 類				
炉		開放炉	使用温度が800℃以上のもの	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	
			使用温度が300℃未満のもの	
		開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	
			使用温度が300℃未満のもの	
ふろがま	気体燃料	不燃以外	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの
				内がま
			半密閉式	外がまでバーナー取り出し口のないもの
				浴室外設置
			内がま	
			密閉式	
		屋外用		
		不燃	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの
				内がま
			半密閉式	外がまでバーナー取り出し口のないもの
				浴室外設置
			内がま	

入 力		離 隔 距 離 (cm)				備 考
		上方	側方	前方	後方	
—		250	200	300	200	
—		150	150	200	150	
—		100	100	100	100	
—		250	200	300	200	
—		150	100	200	100	
—		100	50	100	50	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	15 注	15	15	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	60	—	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	15	15	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	15	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	—	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2 注	2	2	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	60	15	15	15	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	4.5 注	—	4.5	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	—	—	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	4.5	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	4.5	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—	

		密閉式				
		屋外用				
	液体燃料	不燃以外				
		不燃				
	上記に分類されないもの					
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの
						温風を全周方向に吹き出すもの
						強制排気型
		密閉式	強制給排気型			
	不燃	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	
					温風を全周方向に吹き出すもの	
					強制排気型	
	密閉式	強制給排気型				
	上記に分類されないもの					
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		
				据置型レンジ		
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ			
			据置型レンジ			
			上記に分類されないもの			
				使用温度が800℃以上のもの		
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの		
				使用温度が300℃未満のもの		

21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2 注	—	2	
21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	30	4.5	—	4.5	
39kW以下		60	15	15	15	
39kW以下		50	5	—	5	
—		60	15	60	15	
19kW以下		4.5	4.5	60	4.5	注1:風道を使用するものにあっては15cmとする。 注2:ダクト接続型以外の場合にあっては100cmとする。
26kW以下		100	15	150	15	
26kWを超え70kW以下		100	15	100 注1	15	
26kW以下		100	150	150	150	
26kW以下		60	10	100	10	
26kW以下		60	10	100	10	
70kW以下		80	5	—	5	
26kW以下		80	150	—	150	
26kW以下		50	5	—	5	
26kW以下		50	5	—	5	
—		100	60	60 注2	60	
14kW以下		100	15 注	15	15 注	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
21kW以下		100	15 注	15	15 注	
14kW以下		80	0	—	0	
21kW以下		80	0	—	0	
—		250	200	300	200	
—		150	100	200	100	
—		100	50	100	50	

ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合		
				フードを付ける場合		
			半密閉式			
			密閉式			
		屋外用	フードを付けない場合			
			フードを付ける場合			
			フードを付けない場合			
			フードを付ける場合			
	不燃	開放式	フードを付けない場合			
			フードを付ける場合			
		半密閉式				
		密閉式				
		屋外用	フードを付けない場合			
			フードを付ける場合			
液体燃料	不燃以外					
	不燃					
上記に分類されないもの						
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	
	上記に分類されないもの					

7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	注:熱対流方向が一方方向に集中する場合には60cmとする。
7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
42kW以下	60	15	15	15	
42kW以下	15	15	15	15	
7kW以下	30	4.5	—	4.5	
7kW以下	10	4.5	—	4.5	
42kW以下	—	4.5	—	4.5	
42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
42kW以下	30	4.5	—	4.5	
42kW以下	10	4.5	—	4.5	
12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
12kW以下	40	4.5	15	4.5	
12kWを超え70kW以下	50	5	—	5	
12kW以下	20	1.5	—	1.5	
23kWを超える	120	45	150	45	
23kW以下	120	30	100	30	
7kW以下	30	60	100	4.5	
19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5	
7kW以下	15	15	80	4.5	
19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5	
39kW以下	150	100	100	100	
39kW以下	150	15	100	15	
39kW以下	120	100	—	100	
39kW以下	120	5	—	5	
—	150	100	150	100	

乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機		
		不燃	開放式	衣類乾燥機		
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの		
				内部容積が1立方メートル未満のもの		
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	
					フードを付ける場合	
			瞬間型	フードを付けない場合		
				フードを付ける場合		
		半密閉式				
		密閉式	常圧貯蔵型			
			瞬間型	調理台型		
				壁掛け型、据置型		
		屋外用				フードを付けない場合
						フードを付ける場合
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	
					フードを付ける場合	
	瞬間型			フードを付けない場合		
				フードを付ける場合		
	半密閉式					
	密閉式		常圧貯蔵型			
			瞬間型	調理台型		
			壁掛け型、据置型			
	屋外用				フードを付けない場合	
					フードを付ける場合	
液体燃料	不燃以外					
	不燃					
		半密閉式	常圧貯蔵型			
			瞬間型			

5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
—	100	50	100	50
—	50	30	50	30
7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
12kW以下	—	0	—	0
12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
12kW以下	60	15	15	15
12kW以下	15	15	15	15
7kW以下	30	4.5	—	4.5
7kW以下	10	4.5	—	4.5
12kW以下	30	4.5	—	4.5
12kW以下	10	4.5	—	4.5
12kW以下	—	4.5	—	4.5
12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
12kW以下	—	0	—	0
12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
12kW以下	30	4.5	—	4.5
12kW以下	10	4.5	—	4.5
12kW以下	40	4.5	15	4.5
12kW以下	20	1.5	—	1.5
12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
12kWを超え70kW以下	—	15	15	15

給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	密閉式	常圧貯蔵型		
				瞬間型	調理台型	
			壁掛け型、据置型			
			屋外用	常圧貯蔵型		フードを付けない場合
						フードを付ける場合
		瞬間型		フードを付けない場合		
			フードを付ける場合			
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		
				瞬間型		
			密閉式	常圧貯蔵型		
	瞬間型			調理台型		
				壁掛け型、据置型		
	屋外用	常圧貯蔵型		フードを付けない場合		
				フードを付ける場合		
		瞬間型		フードを付けない場合		
		フードを付ける場合				
液体燃料	不燃以外					
	不燃					
上記に分類されないもの						
気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型		
				全周放射型		
		バーナーが隠ぺい	自然対流型			
			強制対流型			
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型		
				全周放射型		
		バーナーが隠ぺい	自然対流型			
			強制対流型			

12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5
12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5
12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5
12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5
12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5
12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
12kWを超え70kW以下	50	5	—	5
—	60	15	60	15
7kW以下	100	30	100	4.5
7kW以下	100	100	100	100
7kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5
7kW以下	4.5	4.5	60	4.5
7kW以下	80	15	80	4.5
7kW以下	80	80	80	80
7kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5
7kW以下	4.5	4.5	60	4.5

注1:熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。
注2:方向性を有するものには100cmとする。

移動式ストーブ	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型			
				自然対流型			
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		
		温風を全周方向に吹き出すもの					
		不燃		開放式	放射型		
					自然対流型		
	強制対流型		温風を前方向に吹き出すもの				
		温風を全周方向に吹き出すもの					
	固体燃料						
	調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ(1口)
					卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		
バーナーが隠ぺい					加熱部が開放	卓上型グリル	
					加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	
						卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	
			炊飯器(炊飯容量4リットル以下)				
			圧力調理器(内容積10リットル以下)				
不燃			開放式		バーナーが露出		卓上型こんろ(1口)
							卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ
					バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル
		加熱部が隠ぺい		卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)			
				卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)			
		炊飯器(炊飯容量4リットル以下)					
		圧力調理器(内容積10リットル以下)					

7kW以下	100	50	100	20
7kWを超え12kW以下	150	100	100	100
7kW以下	100	50	50	50
12kW以下	100	15	100	15
7kWを超え12kW以下	100	150	150	150
7kW以下	100	100	100	100
7kW以下	80	30	—	5
7kWを超え12kW以下	120	100	—	100
7kW以下	80	30	—	30
12kW以下	80	5	—	5
7kWを超え12kW以下	80	150	—	150
7kW以下	80	100	—	100
—	100	50 注2	50 注2	50 注2
5.8kW以下	100	15	15	15
14kW以下	100	15 注	15	15 注
7kW以下	100	15	15	15
7kW以下	50	4.5	4.5	4.5
7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
4.7kW以下	30	10	10	10
—	30	10	10	10
5.8kW以下	80	0	—	0
14kW以下	80	0	—	0
7kW以下	80	0	—	0
7kW以下	30	4.5	—	4.5
7kW以下	10	4.5	—	4.5
4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
—	15	4.5	—	4.5

注:機器本体
上方の側
方又は後
方の離隔
距離を示す。

移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外		
		不燃		
	固体燃料			
電気 温風機	電気	不燃以外		
		不燃		
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの
	電気	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの
	電気 天火	電気	不燃以外	
			不燃	
電子 レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	
		不燃	電熱装置を有するもの	
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	
			前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	

6kW以下	100	15	15	15	
6kW以下	80	0	—	0	
—	100	30	30	30	
2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注:温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。
2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	注1:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
	—	20 注1	—	20 注1	
	—	10 注2	—	10 注2	
4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2	
	—	15 注1	—	15 注1	
	—	10 注2	—	10 注2	
4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2	
	—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2	
	—	10 注2	—	10 注2	
4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	—	0	
	—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	80	0	—	0	
	—	0 注2	—	0 注2	
2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注:排気口面にあつては10cmとする。
2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注:排気口面にあつては10cmとする。
2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
2kW以下	100	30	100	4.5	
2kW以下	100	100	100	100	
2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
2kW以下	80	15	—	4.5	

		不燃	全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器
		不燃	食器乾燥器
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は

2kW以下	80	80	—	80	
2kW以下	80	0	—	0	
1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
1kW以下	0	0	—	0	
3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1:前面に 排気口を有 する機器に あつては 0cmとする。 注2:排気口 面にあつて は4.5cmと する。
3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
10kW以下	4.5	0	0	0	
10kW以下	0	0	—	0	

するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

防熱板までの距離をいう。

理 由

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正に伴い、火を使用する設備等と建築物等及び可燃性の物品との間に保つべき火災予防上安全な距離に関する基準を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。